

## 河南町可搬式小型動力ポンプ貸与要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織等に対し防災活動に必要な可搬式小型動力ポンプ（以下「ポンプ」という。）を貸与することにより、住民のボランティア精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時の地域での初期消火活動等を円滑にし、災害への備えを強化することによって、安全・安心で災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

### (対象組織)

第2条 この要綱においてポンプを貸与できる自主防災組織等とは、自主防災組織又は自主防災組織に所属する地区（以下「組織」という。）で、緊急時においてポンプが容易に運び出せる保管場所と体制が確保されている組織をいう。

### (無償貸与)

第3条 町長は、1組織に対し、予算の範囲内で購入したポンプ1台を無償貸与するものとする。

2 貸与するポンプの内訳は、ポンプ1台（C－1級）、吸水管6m1本、ストレーナ1ヶ、ちりよけ籠1ヶとする。

### (貸与申請)

第4条 ポンプの貸与を受けようとする組織の代表者は、可搬式小型動力ポンプ貸与申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (貸与の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合には、申請内容を審査し、その結果を可搬式小型動力ポンプ貸与決定等通知書（様式第2号）により当該組織の代表者に対し通知するものとする。

### (受領書の提出)

第6条 前条の規定により通知を受けた組織（以下「貸与組織」という。）がポンプを受領したときは、可搬式小型動力ポンプ受領書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

### (取扱い)

第7条 貸与組織は、常に貸与されたポンプの性能の維持に努め、又損傷しないようにその保管に留意するとともに、その貸与組織の構成員は、日頃からポンプの操作

に慣れることにより、緊急時のポンプの使用に支障がないようにしなければならない。

(返還)

第8条 町長は、貸与組織が次の各号のいずれかに該当するときは、ポンプの貸与の決定を取り消し、貸与組織の代表者にポンプを返還させることができる。

- (1) 貸与されたポンプをこの要綱の目的に反して使用したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(貸与整理簿)

第9条 町長は、可搬式小型動力ポンプ貸与整理簿（様式第4号）を備え、貸与の状況を常に明らかにしておかなければならぬ。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に町から貸与されたポンプは、この要綱により貸与されたものとみなす。